

しんがたころなういるすで 市の ぜいきんを 払うことが できない人へ

しんがたころなういるすのために 市の ぜいきんが 払えない 場合は 相談が できます。

○相談できる ところ 富士市役所 財政部 収納課

・時間：月曜日から 金曜日の 午前8時30分 から 午後5時15分に

・場所：富士市役所 3階 南側

・電話：0545-55-2730